

# TOWARDS AN INCLUSIVE SOCIETY

JEON, HONG-GYU

## 包摂型社会

社会的排除アプローチとその実践

全泓奎 著

### 包摂型社会を都市や地域空間に 具現化し、包摂都市の実現に向けた 道筋を探るための実践の手引書

プロセスとしての貧困に着目し、  
貧困化をもたらすメカニズムを同定する

法律文化社  
定価 本体2,800円+税

社会ニーズに対応できるモデルを開発すると共に、社会的関係形成の場を作り出していくことが必要である。

このような課題に対し、これまでの先行例について若干の記述を加えることで本稿のまとめに代えることにしたい。

#### 2 行政施策からの試み

先述したように、住宅総数が総世帯数を越えて以降、住宅政策の市場化が進められてきた。しかし、市場では対応しきれない居住困窮・居住弱者の存在については、この間も様々な形での実態や対応が反貧困という観点から唱えられてきた。一方、住宅政策の市場化の傾向に伴い、住宅セーフティネット政策の一環として、上記で指摘した空家を活用しようという施策が行政施策として推進されてきた。市場からこぼれおちる高齢者、障がい者、外国籍住民等に対し、空家への入居を促進するために、自治体、民間支援団体、不動産店等が連携して、物件情報の提供や、居住に関する各種サポートなどを行ってきた。国土交通省では2006年度に「あんしん賃貸支援事業」を創設し全国的な展開を図ったが2010年度をもって廃止され、現在は自治体を中心に同様の施策が展開されている。しかし課題が多いのも現状である（一般社団法人住まい・まちづくり担い手支援機構、2013）。一方、行政の施策ではなく、民間の創意工夫による試みとして、空家を活用した福祉転用の試みも全国的な拡大を見せている。以下、その一例を紹介することにしたい。

#### 3 民間による実践：NPO法人みやぎ「こうでねいと」（仙台）

近年空き家を始め、既存住宅ストックの有効活用という側面で活躍している民間部門としてこの団体をあげることができる。家主から建物の管理業務全般の委託を受け、施設管理のみならず入居者の募集及び家賃の徴収等、住宅管理に関わる全ての業務を請け負って不動産業者と空き家や既存住宅の有効活用に新規参入してきた団体である。不動産関連業者の場合、日本居住福祉学会との連携を通じ、住宅産業から「居住福祉産業」への転換を掲げて、管理委託を請け負っている賃貸住宅の運用効率を高めるため創意的なアイデアを動員し、少子高齢化社会の居住ニーズに応ずるために努力してきた。上記学会と共同もしくは単独で実施している「居住福祉産業円卓会議」では、看護師出身の建築士が改修整備した「看護師が常住する賃貸マンション」や、子育て世帯向けの賃

図表11-12 みやぎ「こうでねいと」の事業概要

NPO法人みやぎ「こうでねいと」	
事業概要	(1)入居サポート：入居相談シートを活用した物件の紹介、申し込みから契約までサポート (2)一人暮らしのできる障害者向けアパート「セイフティアパート」：みやぎ「こうでねいと」が大家から賃貸し、利用者にサブリース。大家との交渉により、市場より低家賃での提供を実現。必要に応じて別途有償の生活サポート（定期訪問や夕食配食等）を実施。 (3)グループホーム・ケアホーム事業「ファミリアハウス」：利用資格として障がい者自立支援法での受給者証が必要。生活保護受給者も対象。 (4)生活支援ホーム「ファミリアホーム」：障がい者に限らず入居可能な低家賃住居（元社宅の活用）をグループホーム・ケアホームに併設。常駐の管理人を配置しており、安心のサポート体制。 (5)障がい者他生活支援対象者の緊急住居「ホストハウス」：1日1千円から利用可能。体験入居（1週間から）も受け付け。
体制	理事長：藤原宏直 職員：12名。うち有給職員6名は全て障がい者。 理事長ほか6名は有償ボランティア。
会員	会員数：112名 支援企業：88社
沿革	2002年宮城県からの授産施設活性化事業の委託を契機として法人認証を受け、特定非営利活動法人みやぎ「こうでねいと」を設立。 2005年1月 入居サポートセンター開設 2007年4月 セーフティアパート事業開始

出所：同法人ホームページ（<http://www.m-koudeneito.or.jp/annai/html>）を参照して作成

貸マンションの供給等が注目を集めている。これらの活動は、企業活動の方向性を社会的ニーズの充足に置き、社会的目的を実現するための「居住福祉産業」を掲げて企業活動を展開しているという点で、企業の社会的責任（CSR）のひとつの領域例として注目する必要がある。一方、営利企業ではない特定非営利活動法人格を持ち、既存住宅の有効活用を通じて社会的弱者への住宅ニーズに対応している代表的な団体のひとつとして挙げられるのがNPO法人みやぎ「こうでねいと」の活動である。

みやぎ「こうでねいと」という名前は、言葉通り、当然こうでないという、つまり、障がい者を始めとする社会的弱者層に対する福祉の増進が当然に保障される社会のあり方を問うていくために名付けられた。

同法人は、当初、障がい者施設の解体に関連して、地域での支援施設及び受

け皿となる住宅の不在による障がい者の生活自立の困難という問題に直面し自主的に障がい者のための賃貸住宅入居支援活動を始めたのが背景となっている。公式的な法人設立は2002年、宮城県からの障がい者就労支援施設活性化事業の委託を受けたことがきっかけであった。同法人は居住に関わる障がい者への社会的排除問題、とりわけ、住居選択の機会から排除されてきた現実に対応し、住宅市場で排除経験を受けがちな高齢者も含めた居住支援を中心に活動してきた。住み慣れた地域から遠く離れて居住するのではなく、地域社会で堂々と、社会の構成員の一人として生活できるよう支援することを通じ、障がい者の社会的自立と地域参加を支援することを目的としている。同法人の概要については図表11-12を参照されたい。

【註】

- 1) 議論となったのは、ホームレスの人々に対する公園からの排除問題、2年間の借上げ期間後の生活と就労の確保、孤立や孤独死、モラル・ハザード論、都営住宅の優先入居問題、低家賃民間アパートの低賃環境問題等である（中島、2006）。
- 2) 厚生労働省、「社会福祉施設等調査報告平成23年版」
- 3) 紙幅の関係で詳細は省くことにするが、より詳しい内容については、全（2012a：b）を参照されたい。
- 4) 野宿者の応急センターとして、一時宿所の提供の他、常時利用できるシャワー、洗濯、散髪、生活用品等衛生サービスの提供、仕事の斡旋及び法律相談、インターネットの利用、パソコン教育、TV・ビデオ・映画上映、書籍等が利用可能。
- 5) 露宿者等の福祉及び自立支援に関する法（略称、ホームレス福祉法）。法の成立過程や法案内容等に関する詳細は全（2012a）を参照。
- 6) 共同作業場や労働者協同組合運動等が嚆矢的な形態である。
- 7) 社会的企業育成法の概要は以下の通りである。
  - (1)目的：「①社会的企業の支援、②社会サービスの提供、③雇用創出⇒社会統合・国民生活の質の向上に資すること」。
  - (2)社会的企業の定義：「社会的弱者に社会サービス、または就労を提供し、地域住民の生活の質を高めるなどの社会的目的を追求しながら、財貨及びサービスの生産販売など営業活動を遂行する企業として、第7条によって認証を受けた者」。
  - (3)財政及び経営支援：専門人材や新規雇用者に対する人件費補助（最長5年間）、法人税と所得税の減免（50%、4年間）、施設費融資等他、設立・経営コンサルティング支援、社会的企業育成アカデミー運営。
  - (4)その他の間接支援として、役所による優先購買や、社会的企業ネットワークの構築支援等を行う。
  - (5)社会的企業のタイプ：①雇用創出型、②社会サービス提供型、③混合型、④地域社会

貢献型、⑤その他。

\*2012年現在認定社会的企業：約700所

- 8) 「居住福祉」概念の創始者でもある早川和男神戸大学名誉教授を中心に設立された学会、居住福祉という概念を中心に研究者を始め現場の実践家が協力しながら幅広い活動を展開している（学会ホームページ：<http://housingwellbeing.org/ja/>）。